

応援要請時連絡先一覧表（航空小隊）

【主要関係機関】

区分	基本計画	首都直下AP	航空部隊名	時間帯別	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク※		消防防災無線電話	
						電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX
第1次出動航空小隊	○		東京消防庁	昼間	警防部警防課	03-3212-2258	03-3213-1476	013-601-9501-3545	013-601-9501-6704		
				夜間							
	○		埼玉県	昼間	防災航空センター	049-297-7810	049-297-7906	011-701-300	011-701-95		
				夜間							
	○		山梨県	昼間	消防防災航空隊	0551-20-3601	0551-20-3603	019-416(417)			
				夜間	消防局消防保安課(県庁宿直室)	055-223-1430	055-223-1858	019-200-2538	019-200-2535	19-2538	19-2529
	○		茨城県	昼間	防災航空室	029-857-8511	029-857-8501	008-120-8400	008-120-8450		
				夜間	防災・危機管理課	029-301-2885	029-301-2898	008-100-2885	008-100-2898	08-2885	08-2885
	○		栃木県	昼間	消防防災航空隊	028-677-1119					
				夜間	航空隊長携帯	090-1655-8475	028-677-0775	009-511-03	009-511-01		
	○		千葉県消防局	昼間	警防部警防課	043-202-1612	043-202-1654	012-101-800-3111	012-101-800-3109	101-800-3111	101-800-3109
				夜間	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	012-101-800-3690	012-101-800-3669	101-800-3690	101-800-3669
	○		長野県	昼間	消防防災航空センター	0263-85-5511	0263-85-5513	020-554-21	020-554-76		
				夜間							
	○	●	静岡県	昼間	消防防災航空隊	054-261-4483	054-261-4761	022-137-9000	022-137-8001		
夜間				県庁防災当直	054-221-2072	054-221-3252	022-100-2072	022-100-6250			
○	●	静岡県消防局	昼間	消防航空隊	054-267-3019	054-267-3022	022-176-6010	022-176-6080			
			夜間	警防部指令課	054-280-0120	054-280-0128					
○	●	名古屋市消防局	昼間	消防部消防課	052-972-3557	052-951-8463					
			夜間	消防部指令課	052-972-3534	052-953-0119	023-700-6300	023-700-5555			
○	●	徳島県	昼間	消防防災航空隊	088-683-4119	088-683-4121	036-211-0-378				
			夜間	県庁警視室	088-621-2057	088-624-1063	036-211-2057				
○	●	香川県	昼間	防災航空隊	087-879-0119	087-879-1400	037-433-561	037-433-581			
			夜間	危機管理課守衛室	087-831-1111						
○		宮城県	昼間	防災ヘリコプター管理事務所	0223-24-0741		001-910-8816-234-1257				
			夜間	航空隊長公用携帯	090-6787-6588	0223-24-0872	001-910-8816-234-1258				
○		仙台市消防局	昼間	消防航空隊	0223-23-7850	0223-23-7848	7-004-621-2371	7-004-621-2379			
			夜間								
○		福島県	昼間	消防防災航空センター	0247-57-3000	0247-57-3500	007-333-02	007-333-10			
			夜間	隊長用携帯	090-6258-0836						
○		新潟県	昼間	消防防災航空隊	025-270-0263	025-270-0265	015-524-10	015-524-40			
			夜間	公用携帯(隊長)	090-8943-9409						
○		富山県	昼間	防災航空センター	076-495-3060	076-495-3066	016-111-80-41-9-10	016-111-80-41-10			
			夜間								
○		福井県	昼間	危機対策・防災課	0776-20-0309	0776-22-7617	018-111-610-2176		18-111	18-113	
			夜間		076-20-0742		018-111-610-4447				
○	●	岐阜県	昼間	防災航空センター	058-385-3772	058-385-3774	021-650-701	021-650-719			
			夜間	消防航空隊長公用携帯	090-1091-1924						
○	●	浜松市消防局	昼間	警防課	053-475-7531	053-475-7539	022-179-6010	022-179-6080			
			夜間	情報指令課	053-475-7552	053-472-1198					
○	●	愛知県	昼間	防災航空隊	0568-29-3121	0568-29-3123	023-200-31	023-200-11			
			夜間								
○		三重県	昼間	防災対策総務課 防災航空班	059-235-2555	059-235-2557			8-145-***11	8-145	
			夜間								
○		滋賀県	昼間	防災航空隊	0748-52-6677	0748-52-6679	025-100-3-140-0	025-100-3-140-1			
			夜間	隊長公用携帯	090-9916-0678						
○		大阪府消防局	昼間	航空隊	072-992-4900	072-991-0119	027-400-1-701				
			夜間	警防部司令課(指令情報センター)	06-4393-4988	06-4393-4060	027-400-3	027-400-5			

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

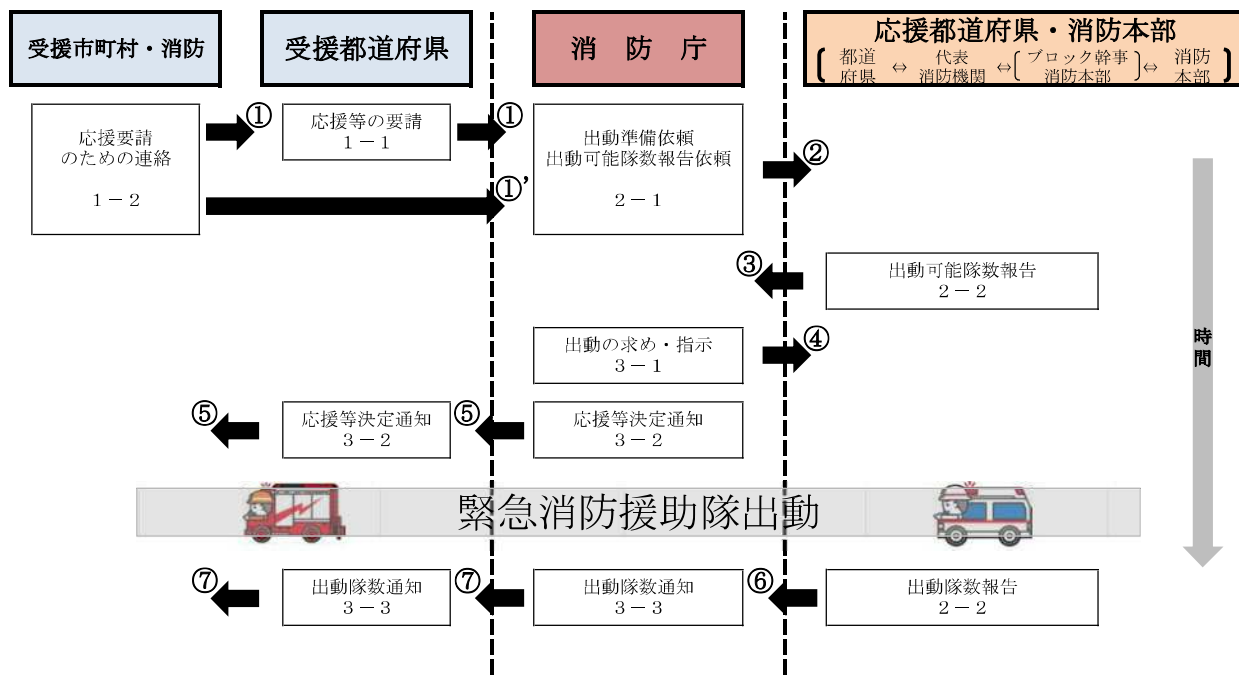
22

区分	基本計画	首都直下AP	名称	時間帯別	連絡窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク※		消防防災無線電話		
						電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX	
出動準備	○	地上	群馬県	昼間	消防保安課	027-226-2250	027-221-0158	010-300-1-2250	010-300-1-4453	10-351	10-310	
				夜間								
	○	地上	埼玉県	昼間	消防防災課	048-830-8171	048-830-8159	011-200-6-8171	011-200-6-8159	11-6-8171	11-6-8159	
				夜間	システム管理室	048-830-8111	048-830-8119	011-200-6-8111	011-200-6-8119	11-6-8111	11-6-8119	
	○	地上・航空	新潟県	昼間	消防課	025-282-1664		015-401-20-6442		15-11	15-11	
				夜間	警備員室(宿日直)	025-285-5511	025-282-1667	// 警備員室連絡後	// 警備員室連絡後			
	○	地上	長野県	昼間	消防課	026-235-7182	026-233-4332	020-231-5205	020-231-8739	20-211	20-241	
				夜間								
	○	地上・航空	●	岐阜県	昼間	消防課	058-272-1122				21-670	21-679
					夜間	災害情報集約センター	058-272-1034	058-271-4119	021-400-730	021-400-725	21-671	21-679
	○	地上・航空		愛知県	昼間	消防保安課	052-954-6141	052-954-6994	023-600-2539	023-600-4694	23-2539	23-4694
					夜間	宿日直室	052-954-6844	052-954-6995	023-600-5250	023-600-4695	23-5250	23-4695
	○	地上・航空		滋賀県	昼間	防災危機管理局	077-528-3431	077-528-6037	025-100-822		25-822	25-850
					夜間		077-528-3436	077-523-6390	025-100-898		25-898	25-850
	○	航空		富山県	昼間	消防課	076-444-3188		016-111-3364			
夜間					宿直室	076-444-3187	076-432-0657	016-111-3363	016-111-2827			
○	航空		福井県	昼間	危機対策・防災課	0776-20-0309	0776-22-7617	018-111-610-2176		18-111	18-113	
				夜間		076-20-0742		018-111-610-4447				
○	航空		三重県	昼間	消防・保安課	059-224-2108	059-224-2199	024-101-8-2108	024-101-8-2199	24-11	24-11(切替)	
				夜間								
○	航空		大阪府	昼間	危機管理室消防保安課	06-6944-6458	06-6944-6654	027-200-200-4874	027-200-200-6654	27-4868 : 27-4877	27-4870	
				夜間	危機管理室当直室	06-6944-6021		027-200-200-6021		27-8921		
首都直下AP	○		島根県	昼間	消防総務課	0852-22-5884	0852-22-5930	032-300-2-5884	032-300-2-5930	32-2-5884	32-2-5930	
				夜間	危機管理当直	0852-22-6446		032-300-2-6446		32-2-6446		
	○		山口県	昼間	消防保安課	083-933-2399	083-933-2408	035-201-2399	035-201-2408	35-72399	35-72408	
				夜間	防災・危機管理当直	083-933-2390		035-201-2390				
	○		徳島県	昼間	消防保安課	088-621-2284	088-621-2849	036-211-2284	036-211-2849	36-9356	36-9357	
				夜間	県庁警視室	088-621-2057	088-624-1063	036-211-2057				
	○		香川県	昼間	危機管理課	087-832-3200	087-831-8811	037-200-5066	037-200-5802	37-2463	37-2479	
				夜間	危機管理課守衛室	087-831-1111				37-2435		
	○		愛媛県	昼間	消防防災安全課	089-912-2316	089-941-0119	038-200-2316	038-200-2328	38-2316	38-2328	
				夜間								
	○		高知県	昼間	消防政策課	088-823-9318	088-823-9253	039-800-72-9318	039-800-72-9253	39-11	39-11	
				夜間	危機管理当直室	088-823-9699						

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

21

緊急消防援助隊 応援要請系統図



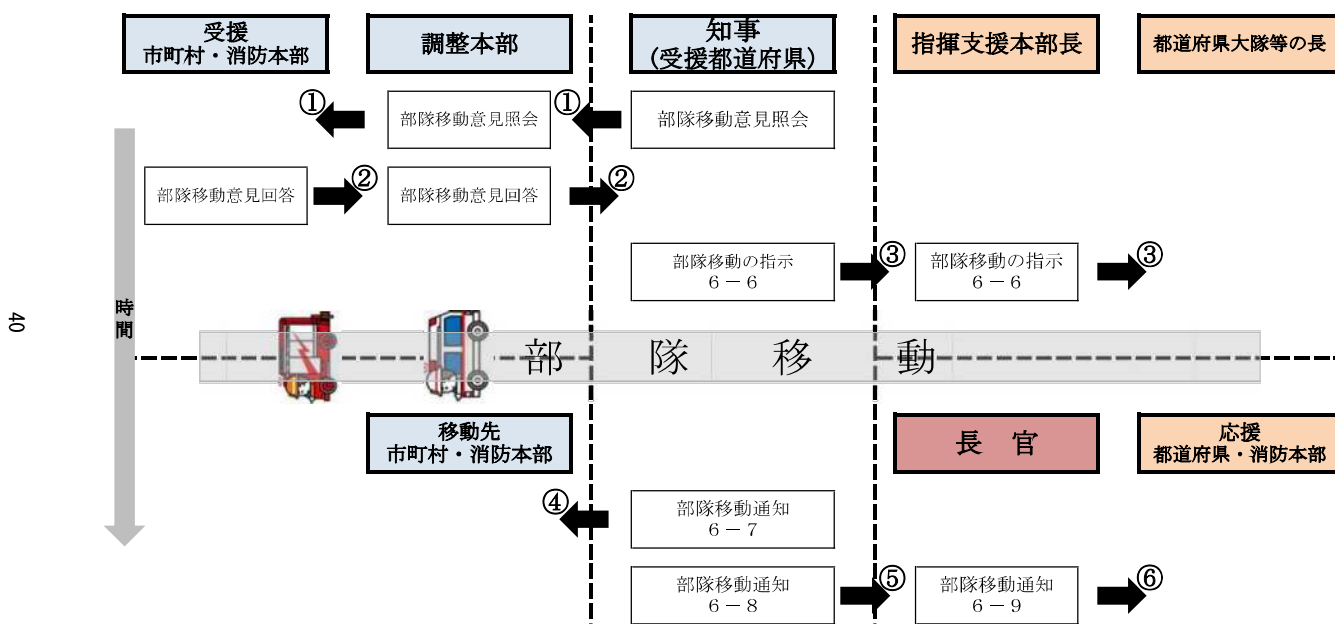
83

資料14

災害拠点病院一覧表

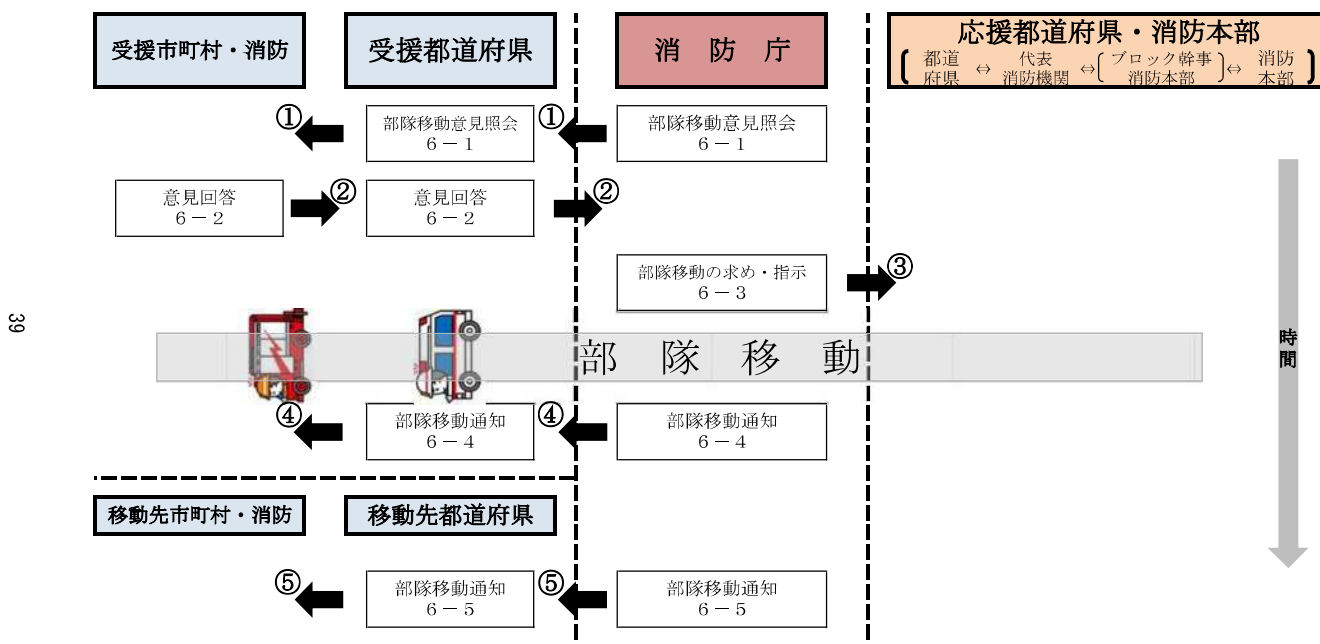
番号	医療圏	病院名	所在地	病床数(床)
1		昭和大学藤が丘病院	横浜市青葉区藤が丘1-30	584
2		横浜労災病院	横浜市港北区小机町3211	650
3		昭和大学横浜市北部病院	横浜市都筑区茅ヶ崎中央35-1	689
4		済生会横浜市東部病院	横浜市鶴見区下末吉3-6-1	562
5		聖マリアンナ医科大学横浜西部病院	横浜市旭区矢指町1197-1	518
6		けいゆう病院	横浜市西区みなとみらい3-7-3	410
7	横浜	横浜市立市民病院	横浜市神奈川区三ツ沢1-1	650
8		国立病院機構横浜医療センター	横浜市戸塚区原宿3-60-2	510
9		横浜国立大学附属市民総合医療センター	横浜市南区浦舟町4-57	756
10		済生会横浜市南部病院	横浜市港南区港南台3-2-10	500
11		横浜国立大学附属病院	横浜市金沢区福浦3-9	674
12		横浜南共済病院	横浜市金沢区六浦41-21-1	565
13		横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区新山下3-12-1	631
14	川崎北部	聖マリアンナ医科大学川崎病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	1,175
15		帝京大学医学部附属厚木病院	川崎市高津区二子5-1-1	400
16		川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-30-37	376
17	川崎南部	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	713
18		関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町1-1	610
19		日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉1-396	372
20	横浜・二浦	横浜共済病院	横浜市中区米が浜通1-16	740
21		横浜賀市立市民病院	横浜市長坂1-3-2	482
22	湘南東部	藤沢市民病院	藤沢市藤沢2-6-1	536
23		茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村5-15-1	401
24		東海大学医学部付属病院	伊勢原市下幡屋143	801
25	湘南西部	平塚市民病院	平塚市南原1-19-1	416
26		秦野赤十字病院	秦野市立野合1-1	360
27	県	厚木市立病院	厚木市水引1-16-36	347
28		大和市立病院	大和市深見西8-3-6	403
29		北里大学病院	相模原市南区北里1-15-1	1,185
30	相模原	相模原協同病院	相模原市緑区橋本2-8-18	437
31		相模原赤十字病院	相模原市緑区中野256	132
32	県西	県立足柄上病院	足柄上郡松田町鶴嶺866-1	296
33		小田原市立病院	小田原市久野46	417
合計		9医療圏 33病院		18,304

緊急消防援助隊 部隊移動系統図（受援都道府県知事による部隊移動の指示） ※都道府県内の部隊移動



※図中「6-6」等の番号：要請要綱の別記様式番号

緊急消防援助隊 部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示） ※都道府県を越える部隊移動



※図中「6-1」等の番号：要請要綱の別記様式番号

調整本部の運営に係るチェックリスト

I 緊急消防援助隊の応援要請の検討		チェック欄																																	
1	各市町村（各消防本部管内）の被害状況を確認したか？連絡のとれない消防本部はないか？	<input type="checkbox"/>																																	
2	自都道府県の消防防災ヘリに対して、必要に応じて被害状況の収集のための出動を指示したか？また、ヘリアテレ等での映像伝送を確認したか？	<input type="checkbox"/>																																	
3	消防の応援等（都道府県内応援隊、緊急消防援助隊）を必要とする市町村（消防本部）を確認したか？	<input type="checkbox"/>																																	
4	応援等が必要とする市町村（消防本部）の災害に対して、都道府県内応援隊のみで対応を行うか、緊急消防援助隊を要請するか判断したか？	<input type="checkbox"/>																																	
5	判断に迷う場合は、代表消防機関又は消防庁に意見を聞いたか？	<input type="checkbox"/>																																	
6	自衛隊の災害派遣要請の検討を行ったか？	<input type="checkbox"/>																																	
7	緊急消防援助隊の応援等が必要とする市町村（消防本部）に対して、詳細な災害の状況及び必要な隊の種類・規模を確認したか？これを消防庁に連絡したか？	<input type="checkbox"/>																																	
II 調整本部の設置		チェック欄																																	
1	緊急消防援助隊の要請時刻を確認したか？	令和 年 月 日 () : _____																																	
2	調整本部の設置時刻を確認したか？	令和 年 月 日 () : _____																																	
3	都道府県災害対策本部及び消防庁に対し、調整本部設置の連絡をしたか？	<input type="checkbox"/>																																	
4	代表消防機関及び被災地の市町村（消防本部）に対して、緊急消防援助隊の要請及び調整本部の設置について連絡したか？	<input type="checkbox"/>																																	
5	調整本部員の派遣について、調整本部員の派遣元機関に要請したか？	<input type="checkbox"/>																																	
6	調整本部の本部員を確認したか？	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部員</th> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>〇〇県</td> <td>知事</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>〇〇県</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>緊急消防援助隊 (消防局)</td> <td>指揮支援部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部内の職員</td> <td>〇〇県</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>代表消防機関</td> <td>〇〇消防局</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被災地消防本部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災航空隊</td> <td>県防災航空隊</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本部員	所属	職	氏名	本部長	〇〇県	知事	〇〇 〇〇	副本部長	〇〇県	〇〇	〇〇 〇〇	副本部長	緊急消防援助隊 (消防局)	指揮支援部長		部内の職員	〇〇県	〇〇	〇〇 〇〇	代表消防機関	〇〇消防局			被災地消防本部				防災航空隊	県防災航空隊			<input type="checkbox"/>
本部員	所属	職	氏名																																
本部長	〇〇県	知事	〇〇 〇〇																																
副本部長	〇〇県	〇〇	〇〇 〇〇																																
副本部長	緊急消防援助隊 (消防局)	指揮支援部長																																	
部内の職員	〇〇県	〇〇	〇〇 〇〇																																
代表消防機関	〇〇消防局																																		
被災地消防本部																																			
防災航空隊	県防災航空隊																																		
7	自衛隊、警察、海上保安庁、DMATの連絡員の責任者を確認したか？	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所属</th> <th>職</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMAT</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所属	職	氏名	自衛隊				警察				海上保安庁				DMAT				<input type="checkbox"/>												
機関名	所属	職	氏名																																
自衛隊																																			
警察																																			
海上保安庁																																			
DMAT																																			

III 緊急消防援助隊の受入れ

チェック欄		チェック欄																					
1	経路指揮支援隊の受入れに関して、様式2により確認したか？ 【確認用様式】様式2 指揮支援部隊 受入れ管理表	<input type="checkbox"/>																					
2	指揮支援部隊長へ被害状況、応援隊の要請状況等を報告したか？	<input type="checkbox"/>																					
3	指揮支援部隊長から各指揮本部へ、指揮支援本部を設置する旨の連絡をしたか？また、指揮支援本部長を指名したか？	<input type="checkbox"/>																					
4	指揮支援隊の受入れに関して、様式2により確認したか？各指揮本部に連絡したか？ 【確認用様式】様式2 指揮支援部隊 受入れ管理表	<input type="checkbox"/>																					
5	ヘリベース指揮者と活動拠点ヘリベースの設置場所について調整したか？	<input type="checkbox"/>																					
6	指揮支援部隊長からヘリベース指揮者へ、航空指揮支援本部を設置する旨の連絡をしたか？ また、航空指揮支援本部長を指名したか？	<input type="checkbox"/>																					
7	航空指揮支援隊の受入れに関して、様式2により確認したか？航空指揮本部に連絡したか？ 【確認用様式】様式2 指揮支援部隊 受入れ管理表	<input type="checkbox"/>																					
8	緊急消防援助隊の受入れ体制の構築状況について、各指揮本部へ確認したか？受入れ体制が整わないと報告があった場合、受入れ業務の構築について代表消防機関と調整したか？	<input type="checkbox"/>																					
9	緊急消防援助隊の都道府県大隊等の出動状況に関して、様式3、様式4により確認したか？ 【確認用様式】様式3 都道府県大隊・各部隊 受入れ管理表 様式4 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表 ・隊の種類、規模の確認 ※確認資料：消防庁からの出動隊数通知（別記様式3-3） ・進出拠点、進出拠点連絡員の調整 ※調整相手：消防庁、被災地消防本部等 ・宿営場所、宿営場所連絡調整員の調整 ※調整相手：消防庁、被災地消防本部等	<input type="checkbox"/>																					
10	消防庁から提供された緊急消防援助隊連絡体制（要請要綱別記様式7）について共有しているか？ 主要幹線道路（特に高速道路・自動車専用道路）に通行不能区間はあるか？	<input type="checkbox"/>																					
11	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名称</th> <th>通行不能区間</th> <th>通行不能理由</th> <th>緊急車両の通行可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>～</td> <td></td> <td>可・不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～</td> <td></td> <td>可・不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～</td> <td></td> <td>可・不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～</td> <td></td> <td>可・不可</td> </tr> </tbody> </table>	道路名称	通行不能区間	通行不能理由	緊急車両の通行可否		～		可・不可		～		可・不可		～		可・不可		～		可・不可	<input type="checkbox"/>	
道路名称	通行不能区間	通行不能理由	緊急車両の通行可否																				
	～		可・不可																				
	～		可・不可																				
	～		可・不可																				
	～		可・不可																				
12	緊急消防援助隊の先導等について必要に応じて地元警察に依頼したか？	<input type="checkbox"/>																					
13	都道府県内応援隊の編成状況及び活動状況について確認したか？ （応援実施状況について取りまとめられているか？）	<input type="checkbox"/>																					
14	燃料補給体制について被災地消防本部に確認したか？必要に応じて手配したか？	<input type="checkbox"/>																					
15	重機派遣の必要性について被災地消防本部に確認したか？必要に応じて手配したか？	<input type="checkbox"/>																					

指揮支援部隊 受入れ管理表

統括指揮支援隊

指揮支援隊長 所属消防本部・氏名・連絡先	統括指揮 支援隊人数	移動方法					調整本部 到着時刻
		手段	受入れ ヘリポート	ヘリポート 着陸予定時刻	送迎担当者 (ヘリポート→調整本部)	移動経路	
(消防本部) (氏名) (連絡先) - -	名	ヘリコプター (県・市ヘリ) ・ 自動車	県庁HP ()	:	※調整本部等の職員	/	:

指揮支援隊

指揮支援隊長 所属消防本部・氏名・連絡先	指揮支援隊 人数	受援市町村 (消防本部)	移動方法				指揮本部 到着予定時刻	指揮本部 到着時刻
			手段	受入れ ヘリポート	ヘリポート 着陸予定時刻	送迎担当者 (ヘリポート→指揮本部)		
(消防本部) (氏名) (連絡先) - -	名		ヘリコプター (県・市ヘリ) ・ 自動車		:	(消防本部) (担当者名) (連絡先) - -	:	
(消防本部) (氏名) (連絡先) - -	名		ヘリコプター (県・市ヘリ) ・ 自動車		:	(消防本部) (担当者名) (連絡先) - -	:	
(消防本部) (氏名) (連絡先) - -	名		ヘリコプター (県・市ヘリ) ・ 自動車		:	(消防本部) (担当者名) (連絡先) - -	:	

航空指揮支援隊

航空指揮支援隊長 所属航空隊・氏名・連絡先	航空指揮 支援隊人数	移動方法			活動拠点ヘリベース 到着時刻
		手段	受入れ ヘリポート	移動経路	
(所屬) (氏名) (連絡先) - -	名	ヘリコプター (県・市ヘリ) ・ 自動車	HB	/	:

44

IV 活動中	
1	被災地の被害状況を定期的に収集し、整理しているか？
2	都道府県災害対策本部と被害状況等の情報を共有しているか？
3	災害対策本部において、必要に応じて関係機関との活動調整会議を開催したか？
4	活動中の安全管理（降雨・気温等の情報提供、活動の中止基準に関する助言等）に配慮しているか？
5	都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の配置は適切か？
6	緊急消防援助隊の増隊要請（部隊規模や特殊車両の観点から）の可否について検討したか？
7	活動場所等において、食糧等の物資は足りているか？トイレは不足していないか？
8	緊急消防援助隊活動態勢情報システム及び支援情報共有ツールを使用し、必要な情報提供をしているか？
9	消防庁から提供された緊急消防援助隊連絡体制（要請要綱別記様式7）を必要に応じて変更し、共有しているか？
10	都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の活動状況の取りまとめについて、指揮支援隊長（指揮支援本部）に指示したか？
V 引揚げの検討	
1	緊急消防援助隊の引揚げについて、次の機関（職員）と調整したか。 ・被災地の市町村長（指揮者） ・知事 ・政府現地対策本部 ・消防庁

神奈川県災害活動中央基地要領

(目的)

第1条 この要領は、大規模な災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態(以下、「災害」という。)が発生した場合に、災害活動中央基地が行う災害応急活動に関し、必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要領に定める用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 災害活動中央基地 災害が発生した場合に、総合防災センター内に設置する災害応急活動を行うための組織及び体制をいう。
- (2) 災害対策本部 神奈川県災害対策本部要綱第2条にいう災害対策本部をいう。
- (3) 地震災害警戒本部 神奈川県地震災害警戒本部要綱第2条にいう地震災害警戒本部をいう。
- (4) 国民保護対策本部 神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部要綱第2条にいう国民保護対策本部をいう。
- (5) 緊急対処事態対策本部 神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部要綱第25条において準用する同要綱2条にいう緊急対処事態対策本部をいう。

(災害活動中央基地の設置)

第3条 安全防災局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、災害活動中央基地(以下「中央基地」という。)を設置しなければならない。

- (1) 知事が災害対策本部(以下「災対本部」という。)を設置したとき
 - (2) 知事が地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)を設置したとき
 - (3) 知事が国民保護対策本部を設置したとき
 - (4) 知事が緊急対処事態対策本部を設置したとき
 - (5) 東海地震注意情報が発せられたとき
- 2 安全防災局長は、前項のほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要に応じて中央基地を設置するものとする。
- 3 前項の場合において、安全防災局長が中央基地を設置する基準は、原則として次の各号によるものとする。
- (1) 地震災害の場合 県内震度5弱・5強、「津波」警報発令又はその他の状況により設置する必要があるとき。
 - (2) その他災害の場合 「大雨」、「洪水」、「暴風」、「大雪」、「暴風雪」、「高潮」警報発令又はその他の状況により設置する必要があるとき。

(中央基地の廃止)

第4条 前条第1項により設置した中央基地の廃止は、災対本部、警戒本部、国民保護対策本部あるいは緊急対処事態対策本部の廃止後、中央基地の業務が概ね完了したと認められる場合に、安全防災局長が決定するものとする。

2 前条第2項により設置した中央基地の廃止は、安全防災局長が決定するものとする。

(中央基地の業務)

第5条 中央基地が行う災害応急業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 備蓄防災資機材の貸出に関する事。
- (2) 救援物資の受入、配分、搬出に関する事。
- (3) 協定物資の受入、配分、搬出に関する事。
- (4) 輸送車両、ヘリコプターの誘導に関する事。
- (5) 救援、復旧対策等の災害応急活動要員等の集結、待機、出動に関する事。
- (6) 災害、被害状況の収集に関する事。
- (7) その他、必要な災害応急活動に関する事。

(中央基地の組織)

第6条 中央基地の組織及び業務の分担は、総合防災センター所長(以下「所長」という。)が別に定める。

(配備編成計画)

第7条 所長は、中央基地が速やかに設置できる体制を確保するため、次の各号により配備編成計画を整備するものとする。

- (1) 職員の配備体制別配備人員及び分担業務
 - (2) 職員の勤務時間外における連絡体制
 - (3) 職員の緊急参集体制
- 2 前項の配備編成計画は、災害対策本部要綱第13条、地震災害警戒本部要綱第13条及び神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部要綱第13条に基づいて、あらかじめ総合防災センターに緊急参集する他の所属の職員を含むものとする。
- 3 安全防災局長は、前項の職員を年1回調査、調整し所長に通知するものとする。

(配備体制基準)

第8条 前条第1項第1号に定める配備体制別配備人員の基準は次の各号によるものとする。

- (1) 第3条第1項により中央基地が設置された場合の職員の配備体制は、前条第1項第1号に定める配備人員全員をあてるものとする。
- (2) 第3条第2項により中央基地が設置された場合の職員の配備体制は、所長が定めるものとする。
- 2 所長は、前項のほか、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、必要に応じて総合防災センター職員を緊急参集させることができるものとする。

(施設・設備運用計画)

第9条 所長は、中央基地が設置された場合に、速やかに第5条の業務が行える体制を確保するため、施設運営計画を整備するものとする。

(中央基地の運営)

第10条 第3条第1項により設置された中央基地が行う第5条の業務は、災対本部、警戒本部、国民保護対策本部あるいは緊急対処事態対策本部の指示によるものとする。

2 前項において、現地対策本部あるいは防災関係機関等から得た情報により緊急な対応が必要な場合には、災対本部長、警戒本部長、国民保護対策本部長あるいは緊急対処事態対策本部長の了解を得て業務を行うことができるものとする。

3 第3条第2項により設置された中央基地が行う第5条の業務は、安全防災局長の指示によるものとする。

参考（第6条関係）
災害活動中央基地の組織及び業務分担

職（班）	担 当	分 担 業 務
指揮本部長	総合防災センター所長	1 中央基地の指揮監督に関すること
指揮副本部長	総合防災センター副所長 (兼管理課長) (指揮代行順位第1位)	1 指揮本部長の業務補佐に関すること 2 報道対応に関すること
統括班長	総合防災センター防災企画課長 (指揮代行順位第2位)	1 指揮本部長、指揮副本部長の業務補佐に関すること 2 統括班業務の総括に関すること 3 中央基地指揮本部会議における議事の進行に関すること
物資班長	消防学校消防職員教育課長 (指揮代行順位第3位)	1 物資班業務の総括に関すること
誘導班長	消防学校消防団員教育課長 (指揮代行順位第4位)	1 誘導班業務の総括に関すること
統 括	[統括担当] 総合防災センター防災企画課 職員	1 中央基地活動の総合調整に関すること 2 災害対策本部との連絡調整に関すること 3 被害状況、道路交通状況等の情報収集に関すること 4 指揮本部会議の開催に関すること 5 緊急・応援参集職員の招集に関すること 6 ボランティアの募集に関すること 7 中央基地の活動記録に関すること 8 大会議室の情報通信機器の立上げ、操作に関すること
	[総務担当] 総合防災センター管理課職員	1 中央基地活動要員の活動状況の把握に関すること 2 災害応急活動部隊の受入れ等に関すること 3 中央基地活動要員及び災害応急活動部隊に対する生活全般に関すること 4 緊急・応援参集職員及びボランティアの受付けに関すること 5 中央基地の施設・設備の維持管理（修理）に関すること 6 中央基地活動に必要な予算、物品等の購入に関すること

(中央基地運営訓練)

第11条 所長は、中央基地が行う第5条の業務を円滑に実施するため、中央基地運営訓練の実施に努めなければならない。

2 前項の場合において、安全防災局長は所長の求めに応じて必要な助言、協力をするとする。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

神奈川県消防応援活動調整本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)(以下「法」という。)第44条の二に基づき、緊急消防援助隊が本県に出勤した場合における被災地での迅速かつ的確な活動に資するため、神奈川県が設置する消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)の組織及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(組織構成)

第2条 調整本部は、別表に掲げる者をもって構成する。

(1) 調整本部には、本部長及び副本部長を置き、本部長は知事とし、副本部長には安

全防災局危機管理部消防課長及び指揮支援部隊長を充てる。

(2) 本部長は、本部を総括し、副本部長は本部長を補佐する。

(3) 本部長は、国の職員その他の者に対して、必要に応じて調整本部への出席を求めることができる。

(設置及び廃止)

第3条 本部長は、緊急消防援助隊が出勤した場合、調整本部を設置するものとする。

2 調整本部は、被災地が複数の市町村である場合、又は、被災地が一の市町村であっても被害の状況等から必要と認める場合には、設置するものとする。

3 調整本部は、安全防災局内に設置するものとする。

4 調整本部は、神奈川県災害対策本部が設置された場合は、神奈川県災害対策本部に属する。

5 本部長は、災害の拡大のおそれが解消し、被災地市町村長又はその委任を受けた者からの出勤した緊急消防援助隊の引揚げ指示報告により調整本部を廃止する。

(事務分掌)

第4条 調整本部は、消防庁、後方支援消防本部及び緊急消防援助隊指揮支援本部等と連携し、次の事務をつかさどるものとする。

(1) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。

(2) 被災地を管轄する消防本部の消防隊、県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動、後方支援等の活動の調整に関すること。

(3) 各種情報の集約・整理に関すること。

(4) 自衛隊、警察等関係機関との連絡に関すること。

(5) その他必要な事項について調整を図ること。

物資班	消防学校消防職員教育課職員	1 備蓄資機材の貸出し(在庫管理)に関すること 2 救援物資の受取り・仕分け・保管(在庫管理)に関すること 3 被災市町村等への救援物資等の搬送に関すること 4 物資の出入りに係る情報の收受と保管に関すること
誘導班	消防学校消防団員教育課職員	1 輸送車両・ヘリコプターの誘導に関すること 2 災害応急活動部隊の誘導に関すること 3 一時避難者の誘導・受入れに関すること

(危機管理防災課)

災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、神奈川県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市町村単独では災害応急対策及び災害復旧対策（以下「応急対策」という。）を十分に実施できない場合に備え、県内の各地域ブロックごとの自立的な連携体制を強化するとともに、地域ブロック相互間での協力体制を構築することで、県内の市町村間での相互応援の迅速かつ円滑な遂行を図り、併せて県外の災害に対しても、この相互応援体制を活用して迅速な応援を行うための基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域ブロック 県域を各地域県政総合センターの所管区域並びに横浜市及び川崎市の区域に分割したそれぞれの区域をいう。
- (2) 地域調整本部 市町村間の相互応援を円滑に実施するため、横浜市及び川崎市以外の地域ブロックごとに当該地域県政総合センター所長を本部長として設置する臨時の組織をいう。
- (3) 市町村応援本部 他の市町村への応援を円滑に実施するため市町村が設置する臨時の組織をいう。
- (4) 市町村連絡員 市町村における応急対策や市町村相互間の応援を円滑に実施するため、県内市町村に派遣する県職員をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急対策に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 避難、救援及び応急復旧等に必要の職員の派遣
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要求があった事項

(県の役割)

第4条 県は、災害情報の収集に努めるとともに、地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村の相互応援を調整するものとする。

- 2 県は、県内及び県外地域において災害が発生した場合で、知事が必要と認めるときは、被災地に広域災害時情報収集先遣隊（以下「先遣隊」という。）を派遣して、災害情報の収集、伝達及び応急対策に関する連絡調整を行わせるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、他市町村に対する応援体制を常に整えておくとともに、所在する地域ブロックの地域調整本部との調整により、他市町村に対する応援を実施するものとする。

(地域調整本部の設置)

第6条 県は、県内で災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができないとき、又はそのおそれがあるときで、市町村間の相互応援が必要と認めるときは、必要な地域ブロックに地域調整本部を設置するものとする。

(市町村応援本部の設置)

第7条 市町村は、所在する地域ブロックに地域調整本部が設置され、当該市町村長が必要と認めるときは、市町村応援本部を設置するものとする。

(市町村連絡員の派遣)

第8条 地域県政総合センターは、県内で災害が発生し、所管する地域ブロック内の市町村が災害対策本部又は市町村応援本部を設置し、市町村連絡員の派遣を求めた場合、又は甚大な被害が発生したと見込まれる場合は、市町村連絡員を派遣して、災害情報の収集、伝達等を行わせるものとする。

2 地域県政総合センターは、前項に規定する市町村連絡員を派遣できないときは、県安全防災局に、当該市町村への市町村連絡員の派遣を依頼するものとする。

(地域ブロック内での相互応援)

第9条 地域調整本部は、所管する地域ブロック内において、被災した市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合、又は市町村から応援の調整を求められた場合は、被災市町村への応援の実施について、地域ブロック内の他の市町村と調整するものとする。

(地域ブロックをまたがる相互応援)

第10条 被災地を抱える地域調整本部は、地域ブロック内での相互応援だけでは、十分な応急対策を実施することができない場合、又はそのおそれがある場合は、県安全防災局に、他の地域ブロックの市町村による応援の調整を依頼するものとする。

2 県安全防災局は、前項の規定による依頼を受けたときは、他の地域調整本部に応援内容を伝達し、当該地域ブロック内の市町村による応援の調整を依頼するものとする。ただし、横浜市及び川崎市に対しては、直接応援を依頼するものとする。

(県外地域に対する応援の調整)

第11条 県は、県外地域で災害が発生し、先遣隊等からの情報により、応援の必要を認めた場合、又は他都道府県等から応援要請があった場合は、必要に応じて、地域ブロックを指定して地域調整本部を設置するものとする。

2 県外地域に対する県内市町村の応援の調整は、前条第2項の規定を準用するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第12条 県内の市町村相互間の応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた市町村が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、応援を受けた市町村と応援を行った市町村が、その都度協議して定めるものとする。

3 県外地域に対する応援に要した費用は、国、神奈川県以外の都道府県、県外の市町村等からの要請や、個別の協定等に基づいて実施した場合は、それぞれの定めに従うこととし、県又は県内市町村の判断で、自主的に応援を実施した場合は、原則として、応援を実施した県又は市町村が負担するものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等による応援を妨げるものではない。

(委任規定)

第14条 この協定に定めるもののほか、応援の手続き等の協定の実施に関し必要な事項は別に定める。

(協議)

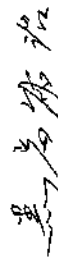
第15条 この協定に定めのない事項については、その都度、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成24年3月29日

神奈川県知事



神奈川県市長会会長

茅ヶ崎市市長

服部 信明

神奈川県町村会会長

箱根町町長

山口昇士

神奈川県市長会

横浜市市長	横濱市長	川崎市市長	相模原市長	横須賀市長	平塚市長	鎌倉市長	藤沢市長	小田原市長	茅ヶ崎市長	逗子市長	三浦市長	秦野市長	厚木市長	大和市市長	伊勢原市長	海老名市長	座間市長	南足柄市長	綾瀬市長
林 阿加吉落松鈴加服平吉古小大長内遠加笠	文 孝俊雄克宏崇夫一明一男幸良哲子優	子 夫 夫 人 宏 崇 夫 一 明 一 男 幸 良 哲 子 優	部 山 田 合 尾 木 藤 部 井 田 谷 林 木 塚 野 藤 藤 間	梨 村 崎 本 上 信 恒 俊 裕 川 川 口 木 田 田 矢	仁 雄 雄 也 一 行 介 司 一 士 健 宏 登 美 夫 夫														

神奈川県町村会

葉山町長	寒川町長	大磯町長	二宮町長	中井町長	大井町長	松田町長	山北町長	開成町長	箱根町長	真鶴町長	湯河原町長	愛川町長	清川村長
山 梨 村 崎 本 上 信 恒 俊 裕 川 川 口 木 田 田 矢	山 木 中 坂 尾 間 島 湯 府 山 青 富 山 大	山 梨 村 崎 本 上 信 恒 俊 裕 川 川 口 木 田 田 矢	山 梨 村 崎 本 上 信 恒 俊 裕 川 川 口 木 田 田 矢	山 梨 村 崎 本 上 信 恒 俊 裕 川 川 口 木 田 田 矢	山 梨 村 崎 本 上 信 恒 俊 裕 川 川 口 木 田 田 矢	山 梨 村 崎 本 上 信 恒 俊 裕 川 川 口 木 田 田 矢	山 梨 村 崎 本 上 信 恒 俊 裕 川 川 口 木 田 田 矢	山 梨 村 崎 本 上 信 恒 俊 裕 川 川 口 木 田 田 矢	山 梨 村 崎 本 上 信 恒 俊 裕 川 川 口 木 田 田 矢	山 梨 村 崎 本 上 信 恒 俊 裕 川 川 口 木 田 田 矢	山 梨 村 崎 本 上 信 恒 俊 裕 川 川 口 木 田 田 矢	山 梨 村 崎 本 上 信 恒 俊 裕 川 川 口 木 田 田 矢	山 梨 村 崎 本 上 信 恒 俊 裕 川 川 口 木 田 田 矢

資料 4-12-10
(危機管理防災課)

災害発生時における物資の保管等に関する協定

神奈川県 (以下「甲」という。) と神奈川倉庫協会 (以下「乙」という。) は、災害発生時における物資の保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、神奈川県内で地震等による大規模災害 (以下「災害」という。) が発生した場合、又は神奈川県外で災害が発生し、被災地に対して支援 (以下「支援」という。) を行う場合、甲の要請により、乙が協力するために必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 この協定により、災害又は支援 (以下「災害等」という。) の際に甲が乙に要請する協力内容は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災害対策本部等への乙の会員の派遣
- (2) 物資の一時保管場所等 (以下「倉庫」という。) の提供及び管理・運営
- (3) 前号までに定めるもののほか、甲が必要と認める協力

(協力の要請)

第3条 甲は、前条各号に関する協力の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対し、可能な限り協力するものとする。

(費用の負担)

第4条 第2条の規定に基づき乙が実施した協力に要した費用は、原則、甲の負担とする。

(従事者の損害補償)

第5条 甲は、第3条第2項の規定による協力に従事する者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例 (昭和37年神奈川県条例第51号)」に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

(第三者への損害賠償責任)

第6条 乙の会員は、第3条第2項の規定による協力に従事中に、乙の会員の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 乙及び乙の会員の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

(実施細目)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月26日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県横浜市中区南仲通2-24
神奈川倉庫協会会長 小此木 歌藏

災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）、株式会社プロロジス（以下「乙」という。）及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における国等からの緊急物資（以下「物資」という。）の受入れ、保管及び被災市町村等への搬出を行う広域物資輸送拠点の開設及び運営に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時において、物資の物流に係る広域物資輸送拠点の開設及び運営を適正かつ円滑に行うため、その必要な手続き等について定めるものとする。

(広域物資輸送拠点の開設等)

第2条 甲は、大規模な災害の発生により国等からの物資を安定的に避難者へ供給するために必要と判断した場合は、乙及び丙に対し、第3条に定める要請を行い、乙及び丙の協力が得られたときは、提供施設（第3条第3項に定義する。以下同じ。）に広域物資輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点」という。）を開設する。

2 甲は、広域物資輸送拠点において次の各号に定める業務（以下「拠点業務」という。）を行う。

- (1) 物資の受入れ
- (2) 広域物資輸送拠点における物資の在庫管理、仕分け及び保管等
- (3) 市町村が指定する地域内輸送拠点又は各避難所に輸送する物資の搬出
- (4) 前各号に掲げるものは甲が必要と認めるもの

3 甲は、次の各号に定める事項が生じたときは、広域物資輸送拠点を開設するものとする。

- (1) 甲が拠点業務の必要性が低下したと判断し、乙及び丙に通知したとき
- (2) 乙または丙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できなると判断し、乙が甲に連絡したとき
- (3) 提供施設を使用する者による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有または利用等があったとき
- (4) その他合理的な理由により、乙または丙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを承諾したとき

(協力の要請)

第3条 甲は災害時に、乙及び丙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 広域物資輸送拠点の開設のための準備
 - (2) 拠点業務を行うために必要なスペース及び設備の確保
 - (3) その他必要な事項
- 2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書（電子メールを含む。）によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

(1) 開設準備要請施設

(2) 開設予定期間

3 乙は、第1項に基づき甲から協力の要請があったときは、以下の施設のうち、乙及び丙があらかじめ指定した区画（以下「提供施設」という。）において可能な限り協力するものとする。

施設名	所在
プロロジスパーク座間1	神奈川県座間市広野台二丁目 4958 番地 6
プロロジスパーク座間2	神奈川県座間市広野台二丁目 4958 番地 7

4 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙及び丙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなるときは、速やかに乙及び丙に連絡するものとする。

(報告の手続き)

第4条 乙は、甲の要請により協力業務を実施したときは、当該業務の完了後、その実施した業務内容等を文書（電子メールを含む。）により甲に報告するものとする。ただし、文書による報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後文書により報告するものとする。

(情報の共有)

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第6条 本協定に基づき、乙または丙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。ただし、提供施設の利用については、無償とする。

2 甲が負担する費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年12月8日

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴いもしくは丙に損害が生じた場合、甲は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により乙及び丙に報告し、その措置について、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、甲は当該損害を賠償するものとする。

(連絡体制等の確認)

第8条 甲、乙及び丙は、災害発生時に本協定が円滑かつ迅速に運用されるように、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。なお、丙への連絡については、乙が行うものとする。

2 甲乙丙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協議)

第9条 本協定に在りない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙丙いずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。



甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川果和事 黒岩 祐

乙 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号

東京ビルディング

株式会社プロロジス

代表取締役

山 田 御 酒



丙 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

支配人

岡 本 泰 典



災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）とE S R株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における国等からの緊急物資（以下「物資」という。）の受入れ、保管及び被災市町村等への搬出を行う広域物資輸送拠点の開設及び業務支援に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時において、広域物資輸送拠点の開設に必要な施設の提供及び運営に関して、必要な手続き等について定めるものとする。

(広域物資輸送拠点の開設等)

第2条 甲は、大規模な災害の発生により国等からの物資を安定的に避難者へ供給するために必要と判断した場合は、乙に対し、第3条に定める要請を行い、乙の協力が得られたときは、乙が指定する施設内の場所に広域物資輸送拠点を開設する。

2 甲は、広域物資輸送拠点において次の各号に定める業務（以下「拠点業務」という。）を行う。

- (1) 物資の受入れ
 - (2) 物資の在庫管理、仕分け及び保管等
 - (3) 市町村が指定する地域内輸送拠点又は各避難所に輸送する物資の搬出
 - (4) 前各号に掲げるもののほか甲が必要と認めるもの
- 3 甲は、次の各号に定める事項が生じたときは、甲乙協議の上、広域物資輸送拠点を閉鎖するものとする。

- (1) 甲が拠点業務の必要性が低下したと判断し、乙に通知したとき
- (2) 乙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡したとき
- (3) 提供施設を使用する者による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有または利用等があったとき
- (4) その他合理的な理由により、乙が提供施設の閉鎖を求めたとき

(協力の要請)

第3条 甲は災害時に、乙に対し、広域物資輸送拠点に係る次の事項について要請することができる。

- (1) 開設のための準備
- (2) 拠点業務を行うために必要なスペース及び設備の確保

(3) その他必要な事項

2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書（電子メールを含む。）によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 開設希望施設
- (2) 開設予定期間
- 3 乙は、第1項の要請に対し、直ちに協力の可否を甲に通知する。
- 4 乙は、第1項に基づき、甲から協力の要請に可能な限り協力するものとする。ただし乙は履行義務を負うものではない。
- 5 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、速その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなつたときは、速やかに乙に連絡するものとする。

(実績報告)

第4条 乙は、甲の要請により協力業務を実施した時は、次の事項を報告する。

- (1) 施設名
- (2) 期日・期間および時間
- (3) その他協力業務に関して行った業務

(情報の共有)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第6条 本協定に基づき、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。
2 甲が負担する費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い乙に損害が生じた場合、甲は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により乙に報告し、その措置について、甲乙協議のうえ、定めるものとする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、甲は当該損害を賠償するものとする。

(連絡体制等の確認)

第8条 甲及び乙は、災害発生時に本協定が円滑かつ迅速に運用されるように、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。

災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定

2 甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年12月21日

神奈川県(以下「甲」という。)と日本G L P株式会社(以下「乙」という。)及びG L P投資法人(以下「丙」という。)は、災害時における国等からの緊急物資(以下「物資」という。)の受入れ、保管及び被災市町村等への搬出を行う広域物資輸送拠点の開設及び業務支援に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時において、広域物資輸送拠点の開設に必要な施設の提供及び運営に関して、必要な手続き等について定めるものとする。

(広域物資輸送拠点の開設等)

第2条 甲は、大規模な災害の発生により国等からの物資を安定的に避難者へ供給するために必要と判断した場合は、乙及び丙に対し、第3条に定める要請を行い、乙及び丙の協力が得られたときは、乙及び丙が指定する施設に広域物資輸送拠点を開設する。

2 甲は、広域物資輸送拠点において次の各号に定める業務(以下「拠点業務」という。)を行う。

- (1) 物資の受入れ
 - (2) 物資の在庫管理、仕分け及び保管等
 - (3) 市町村が指定する地域内輸送拠点又は各避難所に輸送する物資の搬出
 - (4) 前各号に掲げるもののほか甲が必要と認めるもの
- 3 甲は、次の各号に定める事項が生じたときは、広域物資輸送拠点を閉鎖するものとする。

- (1) 甲が拠点業務の必要性が低下したと判断し、乙及び丙に通知したとき
- (2) 乙または丙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡したとき
- (3) 提供施設を使用する者による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有または利用等があったとき
- (4) その他合理的な理由により、乙または丙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承したとき

(協力の要請)

第3条 甲は災害時に、乙及び丙に対し、広域物資輸送拠点に係る次の事項について要請することができる。

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩祐治

乙 東京都港区虎ノ門4-1-17
神谷町プライムブレイス3階

E S R株式会社
代表取締役 スチュアート・ギブソン

甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、甲は当該損害を賠償するものとする。

(連絡体制等の確認)

第8条 甲、乙及び丙は、災害発生時に本協定が円滑かつ迅速に運用されるように、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。なお、丙への連絡については、乙が行うものとする。

2 甲乙丙それぞれその連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙丙いずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年3月30日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐 治

乙 東京都港区東新橋一丁目5番2号
汐留シテイセンター
日本GLP株式会社
代表取締役 帖 佐 義 之

丙 東京都港区東新橋一丁目5番2号
汐留シテイセンター
GLP投資法人
執行役員 三 浦 嘉 之

(1) 開設のための準備

(2) 拠点業務を行うために必要なスペース及び設備の確保

(3) その他必要な事項

2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書(電子メールを含む。)によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

(1) 開設希望施設

(2) 開設予定期間

3 乙及び丙は、第1項の要請に対し、直ちに協力の可否を甲に通知するものとする。

4 乙及び丙は、第1項に基づき、甲から協力の要請に可能な限り協力するものとする。

5 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙及び丙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなるときは、速やかに乙及び丙に連絡するものとする。

6 甲は、第1項の規定による協力の要請にあたり、乙及び丙が指定する施設が県内市区町村と施設の使用に関する協定を締結していた場合には、甲は該当市区町村と施設の使用について協議するものとする。

(報告の手続き)

第4条 乙は、甲の要請により協力業務を実施したときは、当該業務の完了後、その実施した業務内容等を文書(電子メールを含む。)により甲に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(情報の共有)

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第6条 本協定に基づき、乙または丙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い乙もしくは丙に損害が生じた場合、甲は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により乙及び丙に報告し、その措置について、

災害発生時における物資の保管等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と大和ハウス工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における国等からの緊急物資（以下「物資」という。）の受入れ、保管及び被災市町村等への搬出を行う物資拠点の開設及び業務支援に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時において、物資拠点の開設に必要な施設の提供及び運営に関して、必要な手続き等について定めるものとする。

(物資拠点の開設等)

第2条 甲は、大規模な災害の発生により国等からの物資を安定的に避難者へ供給するために必要と判断した場合は、乙に対し、第3条に定める要請を行い、乙の協力が得られたときは、乙が指定する施設に物資拠点を開設する。

2 甲は、物資拠点において次の各号に定める業務（以下「拠点業務」という。）を行う。

- (1) 物資の受入れ
- (2) 物資の在庫管理、仕分け及び保管等
- (3) 市町村が指定する地域内拠点又は各避難所にする物資の搬出
- (4) 前各号に掲げるもののほか甲が必要と認めるもの

3 甲は、次の各号に定める事項が生じたときは、物資拠点を閉鎖するものとする。

- (1) 甲が拠点業務の必要性が低下したと判断し、乙に通知したとき
- (2) 乙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡したとき
- (3) 提供施設を使用する者による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有または利用等があったとき
- (4) その他合理的な理由により、乙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承したとき

(協力の要請)

第3条 甲は災害時に、乙に対し、物資拠点に係る次の事項について要請することができる。

- (1) 開設のための準備
- (2) 拠点業務を行うために必要なスペース及び設備の確保

(3) その他必要な事項

2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書（電子メールやファックス等の通信記録が残る電子媒体。）によるものとする。

(1) 開設希望施設

(2) 開設予定期間

3 乙は、第1項の要請に対し、直ちに協力の可否を甲に通知する。

4 乙は、第1項に基づき、甲から協力の要請に可能な限り協力するものとする。

5 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、速その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなつたときは、速やかに乙に連絡するものとする。

6 甲は、第1項の規定による協力の要請にあたり、乙が指定する施設が県内市区町村と施設の使用に関する協定を締結していた場合には、甲は該市区町村と施設の使用について協議するものとする。

(報告の手続き)

第4条 乙は、甲の要請により協力業務を実施したときは、当該業務の完了後、その実施した業務内容等を文書（電子メールを含む。）により甲に以下の事項について報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(1) 使用期間

(2) 使用した床面積

(3) 電気料金

(4) 水道料金

(災害発生時の拠点業務開始前手続き)

第5条 乙は、甲より第3条に基づく支援の要請を受領し、支援が可能と承諾した場合に、第2条第2項に記載の支援の範囲について、また、乙が指定した物件に赴き施設の安全性について、乙は甲に確認を求めることができる。

(情報の共有)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第7条 本協定に基づき、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。また、第3条の甲の要請により、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

2 乙は、本協定に基づき本物件又は本物件の一部を甲へ提供する場合には、本

協定の趣旨に従い、倉庫・事務所等の床使用料を請求しないものとする。また、水道費・電気料金・冷暖房費等を含めた費用も請求しないものとする。

3 前項の費用に関する取扱いは、拠点業務開設から2ヶ月間以内とする。2ヶ月間を超過した場合、乙は、甲に費用を請求できるものとし、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(原状の回復)

第8条 甲は、本物件を使用する合理的な理由が解消された場合には、必要な原状回復を行い、乙に返還するものとする。原状回復に伴う費用は、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第9条 業務の実施に伴い乙に損害が生じた場合、甲は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により乙に報告し、その措置について、甲乙協議のうえ、定めるものとする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、甲は当該損害を賠償するものとする。

(連絡体制等の確認)

第10条 乙は、次の事項に変更がある場合には、速やかに項に届けるものとする。

- (1) 商号
- (2) 所在地
- (3) 連絡先
- (4) 本物件の所有者または管理者に変更が生じた場合
- (5) その他甲が要求する届出事項が生じた場合

2 甲及び乙は、前項その他本協定に関する連絡先を定め、連絡先確認書(様式1)により相互に報告するものとする。当該連絡先に変更が生じた場合も同様とする。

(地位の承継)

第11条 乙は、本物件の全部又は一部を第三者へ譲渡する場合、本協定により負う責任及び義務を当該第三者に承継させるものとし、当該第三者は、前項に基づき、甲に対し届出を行うものとする。この場合、乙は本協定により負う責任及び義務は当然になくなるものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月15日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩祐治

乙 神奈川県横浜西区みなとみらい三丁目6番1
みなとみらいセンタービル

大和ハウス工業株式会社 横浜支社

執行役員 支社長 齋藤栄司

災害発生時における物資の保管等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と日本ロジスティクスファンド投資法人（以下「乙」という。）は、災害時における国等からの緊急物資（以下「物資」という。）の受入れ、保管及び被災市町村等への搬出を行う物資拠点の開設及び業務支援に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において、物資拠点の開設に必要な施設の提供及び運営に関して、必要な手続き等について定めるものとする。

（対象物件）

第2条 本協定は、第4条に定める甲からの要請時点において神奈川県内に所在し、乙が単独で所有権又は信託受益権を有する物件（以下「本物件」という。）を対象とする。

（物資拠点の開設等）

第3条 甲は、大規模な災害の発生により国等からの物資を安定的に避難者へ供給するために必要と判断した場合は、乙に対し、第4条に定める要請を行い、乙の協力が得られたときは、乙が指定する施設に物資拠点を開設する。

2 甲は、物資拠点において次の各号に定める業務（以下「拠点業務」という。）を行う。

- (1) 物資の受入れ
- (2) 物資の在庫管理、仕分け及び保管等
- (3) 市町村が指定する地域内拠点又は各避難所に輸送する物資の搬出
- (4) 前各号に掲げるもののほか甲が必要と認める前各号に付随する業務

3 甲は、次の各号に定める事項が生じたときは、物資拠点を閉鎖するものとする。

(1) 甲が拠点業務の必要性が低下したと判断し、乙に書面にて通知し所定の期間が経過したとき。なお、かかる所定の期間は、第4条に定める甲の要請時に甲乙協議の上で定めるものとする。

(2) 乙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡したとき

(3) 提供施設を使用する者による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有又は利用等があったとき

(4) その他合理的な理由により、乙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承したとき。ただし、甲は不合理に当該了承を遅延又は拒絶しないものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は災害時に、乙に対し、物資拠点に係る次の事項について要請することができる。

- (1) 開設のための準備
- (2) 拠点業務を行うために必要なスペース及び設備（本物件に設置済みのものに限る。）の確保
- (3) その他必要な事項

2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書（電子メールを含む。）によるものとする。ただし、文書をもって要請することが合理的に困難と認められるときは、口頭で要請し、文書による報告が可能となった後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 開設希望施設
- (2) 開設予定期間

3 乙は、第1項の要請に対し、遅滞なく協力の可否を甲に通知する。

4 乙は、第1項に基づき、甲から協力の要請に実務上可能な限り協力するものとする。

5 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなつたときは、速やかに乙に連絡するものとする。

6 甲は、第1項の規定による協力の要請にあたり、乙が指定する施設が県内市区町村と施設の使用に関する協定を締結していた場合には、甲は該市区町村と施設の使用について協議するものとする。

（報告の手続き）

第5条 乙は、甲の要請により協力業務を実施したときは、当該業務の完了後、その実施した業務内容等を文書（電子メールを含む。）により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告することが合理的に困難と認められるときは、口頭によるものとし、文書による報告が可能となった後速やかに文書により報告するものとする。

（災害発生時の拠点業務開始前手続き）

第6条 乙は、甲より第4条に基づく支援の要請を受領し、支援が可能と応諾し

た場合には、甲に対し、乙が指定した物件に赴き施設の安全性について、確認することを求めることができる。

(情報の共有)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第8条 乙が、本協定に基づき甲が要請する協力又は業務の遂行に要した費用(乙が本協定に基づく協力又は業務の遂行のために本物件の所有者その他の第三者に対して負担する費用を含む。)は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(原状の回復)

第9条 甲は、本協定に定める協力が終了した場合、物資拠点が閉鎖された場合その他甲が本協定に基づき本物件を使用する合理的な理由が解消された場合には、必要な原状回復を行い、乙又は乙の指定する者に本物件を返還するものとする。原状回復に伴う費用は、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第10条 業務の実施に伴い、乙又は本物件の所有者、賃借人、管理者その他の関係者に損害が生じた場合、甲は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により乙に報告し、その措置について、甲乙協議のうえ、定めるものとする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、甲は当該損害を賠償するものとする。

(連絡体制等の確認)

第11条 甲及び乙は、災害発生時に本協定が円滑かつ迅速に運用されるように、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。

2 甲乙それぞれ連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年12月26日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩祐治

乙 東京都千代田区西神田三丁目2番1号
日本ロジステイクスファンド投資法人

執行役員 亀岡直弘